住宅の耐震化・不燃化対策などを補助

市は、市内の住宅の耐震診断費や耐震改修費、不燃化・バリアフリー化改修費などに対する補助を実施しています。ブロック塀等の撤去費および改善費の補助金制度は、期間を来年3月31日(木)まで1年間延長しています。

申し込み▶いずれも直接または電話で市役所建築指導課へ。

※制度利用の要件など、詳しくはお問い合わせください。

問市役所建築指導課建築指導係☎(260)5425 FAX(264)6105

	工事・診断名など		補助の要件	補助内容
木造住宅	木造住宅の耐震診断・改修工事	①簡易耐震診断	**対象建築物▶**昭和56年5月以前に工事に着手した在来工法(構造部分が柱やはり、筋交いで構成される工法)による2階建て以下の木造住宅	登録事業者が現場調査のうえ、耐震性の目安を判定(無料)
		②精密耐震診断※1		①を実施した建築物に対し登録建築士が診断し、補強の要否や補強案、概算改修工事費を報告。診断費のうち6万6,000円まで補助(通常、上限額内で診断可)
		③耐震改修工事※1、※2		②に基づく補強工事に対して、工事費用などの一部(工事費の5分の1、設計監理費の2分の1、合計上限50万円)を補助
	不燃化改修工事※1、※3		**対象建築物▶**既存木造住宅 工事例:軒裏・破風板改修、外壁改修、内装不燃化、雨戸・シャッター改修、窓ガラス交換、防炎性カーテン設置、ブロック塀撤去	市内業者施工による改修工事費(5万円以上)の2分の1(上限10万円。不燃化改修工事の破風を含む軒裏などの改修工事費は上限20万円)
	バリアフリー化改修工事※1、※3		**対象建築物▶**既存木造住宅 工事例:段差解消、浴室改良、トイレ改修、手すり設置、廊下幅拡張、扉交換	
ブロック塀等	ブロック塀等の安全対策 **期間▶**来年3月31日まで	㋐適法性診断	**対象▶**道路に面するもの	登録事業者が現場調査のうえ、適法性、安全性を判定(無料)
		㋑撤去工事※1	**対象▶**㋐の結果、安全性が確認できないもの	撤去工事費および改善工事費(両工事費合わせて上限30万円。ブロック塀等の規模などにより異なる)
		㋒改善工事※1	**対象▶**㋑の工事と併せて実施するフェンスの新設	
マンション	分譲マンションの耐震診断		**対象建築物▶**昭和56年5月以前に工事に着手した分譲マンション	・予備診断費補助額:1棟につき上限20万円 ・本診断費補助額:1棟につき本診断費の2分の1(上限150万円)または3分の2(上限200万円)
家具	家具転倒防止器具取付支援※4		**対象世帯▶**65歳以上の人で構成される世帯、障がい者世帯	登録事業者が木製家具をL字金物と木ビスで壁に固定(1世帯当たり2か所まで)(原則無料)

※1 市税などを滞納している場合は利用できません。
※2 実施した場合、税制などの優遇があります。防音工事やリフォームと同時の実施も可能です。
※3 自己の居住の用に供する住宅に限ります。防音工事やリフォームと同時の実施も可能です。また、一定の要件を満たしたバリアフリー化改修工事は、税制などの優遇があります。
※4 壁や家具の種類により、固定できない場合や一部有償となる場合があります。